

本社機能の移転・拡充における市税の軽減措置

＝固定資産税・都市計画税の課税免除又は不均一課税＝

1. 目的

地域再生法に基づく認定地域再生計画に記載された地方活力向上地域内において、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者が特定業務施設を新設または増設した場合に、市税の課税免除または不均一課税を行うことにより、産業拠点の強化、雇用の拡大及び経済の活性化を図ります。

2. 対象事業

- ・**移転型事業（課税免除）**：東京 23 区にある特定業務施設（本社機能等）を十日町市に移転し整備する事業。
- ・**拡充型事業（不均一課税）**：十日町市において特定業務施設（本社機能等）を拡充または新設して整備する事業。
- ・**対象資産**：家屋、構築物、償却資産（特別償却設備）、及びその敷地である土地。
 - ※1：特定業務施設とは、事務所（調査・企画、情報処理、研究開発、国際事業、情報サービス事業等）、研究所、工場等における研究開発部門、研修所をいいます。
 - ※2：対象固定資産（土地を除く）の取得価格が 3,800 万円以上の新設（中小企業（※3）にあつては、1,900 万円以上）が対象です。
 - ※3：中小企業とは、「租税特別措置法」に定義される中小企業者をいいます。

【注意事項】

- ・事前に新潟県知事から「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を受ける必要があります。
- ・土地も減免対象とする場合、取得の翌日から 1 年以内に特定業務施設（家屋・構築物）の建設に着手していることが必要です。

3. 支援内容（軽減措置の割合）

事業のために取得し、事業を開始後、新たに課税されることとなった年度から 3 か年度分、以下の措置を講じます。

事業区分	1 年目	2 年目	3 年目
移転型事業 (本社機能の移転)	全額免除 (課税免除)	全額免除 (課税免除)	全額免除 (課税免除)
拡充型事業 (本社機能の拡充・新設)	税率 1/10	税率 1/3	税率 2/3

4. 申請期間および必要書類

- **申請期限**：課税免除または不均一課税の措置を受けようとする年度の前年度の 1 月 31 日まで
- **提出書類**：
 - ・課税免除（不均一課税）申請書（様式第 1 号）
 - ・課税免除（不均一課税）の適用を受けようとする資産の明細書（別紙）
 - ・資産の取得金額及び取得年月日を証する書面（売買契約書・領収書等）
 - ・地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定通知書の写し 等

【お問合せ・申請先】

十日町市役所 産業観光部 産業政策課 産業振興係
〒948-8501 新潟県十日町市千歳町 3 丁目 3 番地（本庁 2 階）
電話番号：025-757-3139（直通） / FAX：025-752-4635